

(別紙)訴訟費用負担一覧表

原告番号	原告氏名・商号	請求金額(円)	認容額(円)	各原告に生じた費用		被告に生じた費用
				被告の負担	各原告の負担	各原告の負担
1-1	X1	19,596,753	0	0%	100%	5%
1-2	X2	10,104,912	0	0%	100%	3%
1-3	X3	510,752	0	0%	100%	0%
2-1	X4	14,638,448	0	0%	100%	4%
2-2	X5	5,038,223	0	0%	100%	1%
3	X6	13,682,352	0	0%	100%	4%
4-1	X7	2,880,173	2,385,172	83%	17%	0%
4-2	X8	959,457	959,457	100%	0%	0%
5-1	X9	13,334,869	0	0%	100%	4%
5-2	X10	8,344,878	0	0%	100%	2%
6	X11	16,412,898	12,342,897	75%	25%	1%
7	X12	30,000,000	0	0%	100%	8%
8-1	X13	830,500	0	0%	100%	0%
8-2	X14	3,218,600	0	0%	100%	1%
9	X15	8,057,043	0	0%	100%	2%
10-1	X16	34,108,191	0	0%	100%	10%
10-2	X17	25,052,500	0	0%	100%	7%
11-1	X18	3,540,118	2,016,617	57%	43%	0%
11-2	X19	3,146,000	1,655,500	53%	47%	0%
13	X20	1,100,000	770,000	70%	30%	0%
14-1	X21	36,594,744	0	0%	100%	10%
14-2	X22	5,967,500	0	0%	100%	2%
15	X23	13,750,000	0	0%	100%	4%
16	X24	13,228,710	0	0%	100%	4%
17	X25	10,139,481	0	0%	100%	3%
18	X26	2,512,083	1,855,383	74%	26%	0%
19	X27	33,576,168	0	0%	100%	9%
20-1	X28	16,915,371	16,387,371	97%	3%	0%
20-2	X29	2,062,500	907,500	44%	56%	0%
21-1	X30	2,018,500	0	0%	100%	1%
21-2	X31	2,040,500	0	0%	100%	1%
22	X32	5,343,595	0	0%	100%	1%
合計		358,705,819	39,279,897			87%

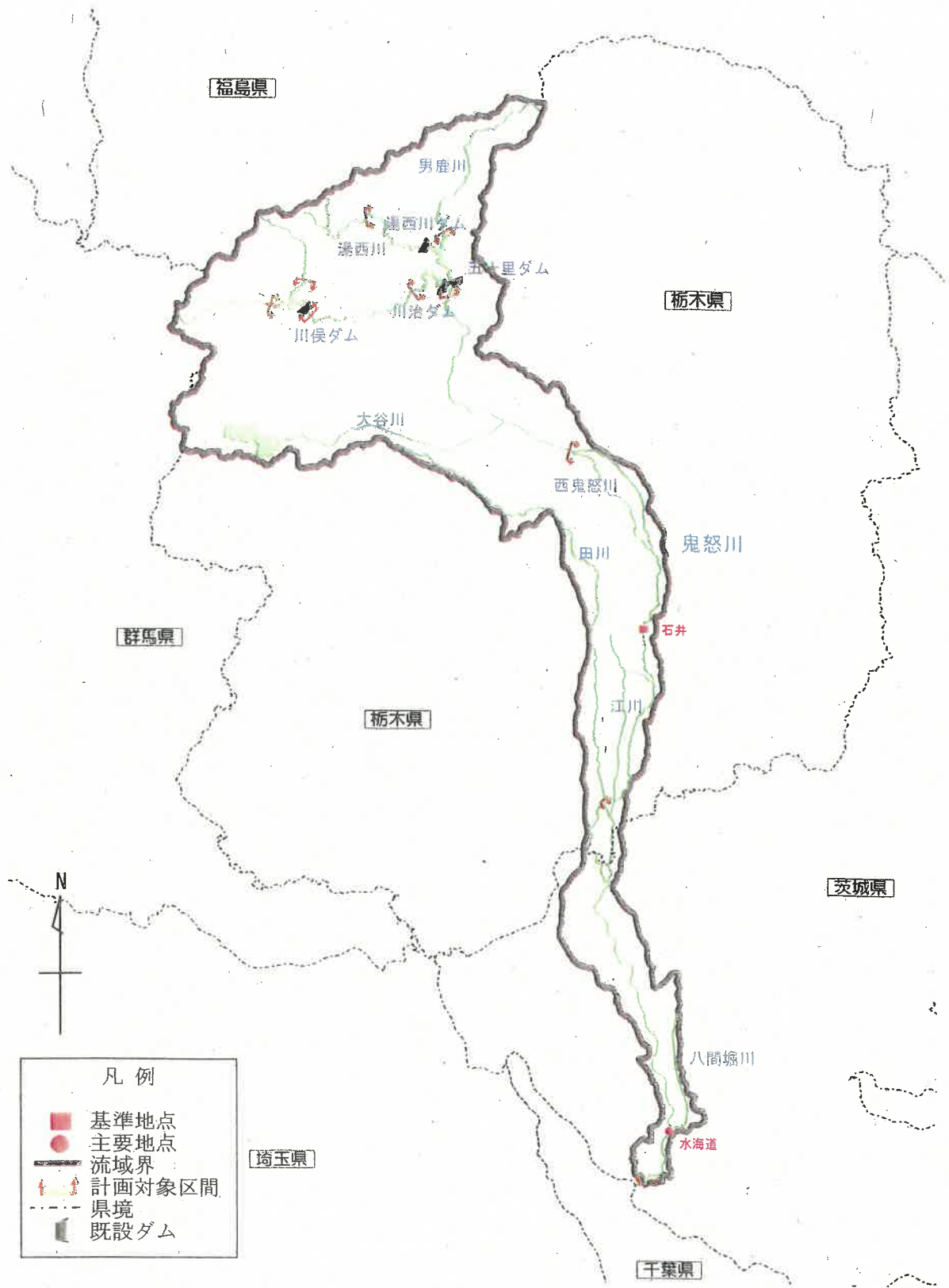
(別紙)担保一覧表

原告番号	原告氏名・商号	住 所	認容額(円)	担保金額(円)
4-1	X7	常総市(以下省略)	2,385,172	2,200,000
4-2	X8	常総市(以下省略)	959,457	900,000
6	X11	常総市(以下省略)	12,342,897	11,600,000
11-1	X18	常総市(以下省略)	2,016,617	1,900,000
11-2	X19	同所	1,655,500	1,500,000
13	X20	常総市(以下省略)	770,000	700,000
18	X26	常総市(以下省略)	1,855,383	1,700,000
20-1	X28	常総市(以下省略)	16,387,371	15,400,000
20-2	X29	同所	907,500	800,000
合計			39,279,897	36,700,000

(別紙) 請求一覧表

原告番号	原告氏名・商号	住 所	請求金額 (円)
1-1	X1	常総市 (以下省略)	19,596,753
1-2	X2	常総市 (以下省略)	10,104,912
1-3	X3	常総市 (以下省略)	510,752
2-1	X4	常総市 (以下省略)	14,638,448
2-2	X5	常総市 (以下省略)	5,038,223
3	X6	常総市 (以下省略)	13,682,352
4-1	X7	常総市 (以下省略)	2,880,173
4-2	X8	常総市 (以下省略)	959,457
5-1	X9	常総市 (以下省略)	13,334,869
5-2	X10	常総市 (以下省略)	8,344,878
6	X11	常総市 (以下省略)	16,412,898
7	X12	常総市 (以下省略)	30,000,000
8-1	X13	常総市 (以下省略)	830,500
8-2	X14	常総市 (以下省略)	3,218,600
9	X15	常総市 (以下省略)	8,057,043
10-1	X16	つくば市 (以下省略)	34,108,191
10-2	X17	つくば市 (以下省略)	25,052,500
11-1	X18	常総市 (以下省略)	3,540,118
11-2	X19	常総市 (以下省略)	3,146,000
12	X33 (取下)	常総市 (以下省略)	0
13	X20	常総市 (以下省略)	1,100,000
14-1	X21	常総市 (以下省略)	36,594,744
14-2	X22	常総市 (以下省略)	5,967,500
15	X23	常総市 (以下省略)	13,750,000
16	X24	常総市 (以下省略)	13,228,710
17	X25	つくばみらい市 (以下省略)	10,139,481
18	X26	常総市 (以下省略)	2,512,083
19	X27	常総市 (以下省略)	33,576,168
20-1	X28	常総市 (以下省略)	16,915,371
20-2	X29	常総市 (以下省略)	2,062,500
21-1	X30	常総市 (以下省略)	2,018,500
21-2	X31	常総市 (以下省略)	2,040,500
22	X32	常総市 (以下省略)	5,343,595
合計			358,705,819

鬼怒川流域図



	時期	流域平均3日雨量 (小数点以下切り捨て)	被害の状況等
ア	昭和10年9月	約288ミリメートル	台風により発生。 ＜被害状況＞ 茨城県神大実村・大井沢村等で越水氾濫が生じ、浸水家屋739戸、浸水面積約1300ヘクタールの被害が発生した。
イ	昭和13年8月	約302ミリメートル	台風により発生。 鬼怒川水海道地点で水位は5.60メートル、流量は1573m ³ /sであった。 ＜被害状況＞ 鬼怒川の水位は、一部で計画高水位を上回り、堤防の決壊6箇所、堤防が整備されていない部分からの溢水13箇所が生じ、浸水面積は約4000ヘクタールに達した。鬼怒川流域外を含め、関東全域で、死傷者は328人に及んだ。
ウ	昭和22年9月	約325ミリメートル	カスリーン台風により発生。 鬼怒川水海道地点で水位は7.30メートルであった。 (水海道地点で、計画高水位を上回る水位を記録) ＜被害状況＞ 鬼怒川の堤防の決壊が3箇所が生じた。鬼怒川流域外を含め、1都5県で浸水家屋30万3160戸、家屋流失、倒壊2万3736戸、家屋半壊7645戸、田畑の浸水17万6789ヘクタールの被害に及んだ。
エ	昭和23年9月	約276ミリメートル	アイオン台風により発生。 鬼怒川水海道地点で水位は6.00メートルであった。 ＜被害状況＞ 浸水面積約200ヘクタールの被害が発生した。
オ	昭和24年8月	約349ミリメートル	キティ台風により発生。 鬼怒川水海道地点で水位は7.20メートル、流量は3927m ³ /sであった。 ＜被害状況＞ 床下浸水170戸、床上浸水230戸、家屋倒壊流失2戸、浸水面積約2800ヘクタールの被害が発生した。
カ	平成10年8月	約309ミリメートル	台風4号により発生。 鬼怒川水海道地点で水位は4.81メートル、流量は2345m ³ /sであった。
キ	平成10年9月	約262ミリメートル	台風5号により発生。 鬼怒川水海道地点で水位は5.17メートル、流量は2626m ³ /sであった。 (直轄管理移行後最大の水位) ＜被害状況＞ 栃木県宇都宮市や同塩谷町等で主に内水氾濫により約200ヘクタールの浸水(床下浸水170戸、床上浸水27戸)被害が発生した。
ク	平成13年9月	約420ミリメートル	台風15号により発生。 鬼怒川水海道地点で水位は5.63メートル、流量は2704m ³ /sであった。
ケ	平成14年7月	約327ミリメートル	台風6号により発生。 鬼怒川水海道地点で水位は5.78メートル、流量は2765m ³ /sであった。 (同10年9月洪水を上回る水位を記録) ＜被害状況＞ 常総市豊岡地先で浸水被害1戸が発生した。
コ	平成23年9月	約266ミリメートル	台風15号により発生。 鬼怒川水海道地点で水位は5.17メートル、流量は1709m ³ /sであった。 ＜被害状況＞ 茨城県結城市や同常総市等で主に内水氾濫により約30ヘクタールの浸水(床下浸水13戸、床上浸水5戸)が発生した。

大雨等の災害により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減)

1 所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税及び復興特別所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法								
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となります。	災害による損失が対象となります。								
対象となる資産の範囲等	住宅及び家財を含む生活に通常必要な資産が対象となります。 (棚卸資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要でない資産(※1)は対象とはなりません。)	住宅及び家財が対象となります。 (損害金額(※2)が住宅又は家財の価額の2分の1以上であることが必要です。)								
控除額の計算又は所得税及び復興特別所得税の軽減額	控除額は次の〈イ〉と〈ロ〉のうちいずれか多い方の金額です。 〈イ〉 損害金額(※2)－所得金額の10分の1 〈ロ〉 損害金額(※2)のうちの災害関連支出の金額－5万円 注：「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などの災害に関連したやむを得ない支出をいいます。	所得税及び復興特別所得税の軽減額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収証を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。 ○ 雑損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。 ○ 災害関連支出のうち、①災害により生じた土砂などを除去するための支出、②住宅や家財などの原状回復のための支出(資産が受けた損害部分を除きます。)、③住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年以内(大規模な災害の場合には、災害のやんだ日から3年以内)に支出したものが対象となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限りです。 ○ この措置の適用を受けるためには、確定申告書等に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額(※2)を記載する必要があります。 								

※1 生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

※2 資産に生じた損害の金額から保険金や損害賠償金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。

2 雑損控除の適用における「損失額の合理的な計算方法」

雑損控除の適用において、災害により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の「損失額の合理的な計算方法」により計算して差し支えありません。

(1) 住宅に対する損失額の計算

① 取得価額が明らかな場合

住宅の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額 (注3、4)} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費 (注1)}) \times \text{被害割合 (注2)}$$

(注) 1 減価償却費の計算は、次のとおりです (以下同じです。)

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数 (1年未満の歳数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。)}$$

なお、償却率は参考「住宅の償却率 (旧定額法)」及び「自動車の償却率 (旧定額法)」をご参照ください。

2 被害割合については、被害状況に応じて、別表3「被害割合表」により求めた被害割合とします (以下同じです。)

なお、市町村から交付を受ける「り災証明」で証明される「り災程度」(半壊・一部損壊等の区分をいいます。)の判定は、①住宅等の損壊の程度により判定する場合、②住宅等に対する浸水の程度により判定する場合、③①と②の程度を総合勘案して判定する場合がありますので、別表3の被害区分の判断に当たっては、「り災証明」で証明される「り災程度」をそのまま当てはめるのではなく、実際の被害状況により判断する必要があります。

3 保険金、共済金及び損害賠償金等で補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります (以下同じです。)

4 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用 (修繕費) が含まれます (以下同じです。)

② 取得価額が明らかでない場合

住宅の所在する地域及び構造の別に応じて、別表1「地域別・構造別の工事費用表」により求めた住宅の1㎡当たりの工事費用に、その住宅の総床面積 (事業用部分を除きます。) を乗じた金額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = [(\text{1㎡当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

(注) 1 別表1「地域別・構造別の工事費用表」について、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用として差し支えありません。

2 減価償却費は、(1㎡当たりの工事費用×総床面積) を住宅の取得価額として、上記①(注) 1と同様に計算します。

(2) 家財に対する損失額の計算（生活に通常必要な動産で、(3)に該当するものを除きます。）

① 取得価額が明らかな場合

各家財の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 取得価額が明らかでない場合

家族構成等の別に応じて、別表2「家族構成別家財評価額」により求めた家族構成別家財評価額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}$$

(3) 車両に対する損失額の計算

生活に通常必要な車両に限り、その車両の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注) 車両は、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

3 所得税及び復興特別所得税の確定申告手続に必要な書類等

平成27年分の確定申告時には、次のような書類等が必要となります。

- ① 被害を受けた資産の明細（資産の内容、取得時期、取得価額）の分かるもの
- ② 被害を受けた資産の取壊費用、除去費用その他これらに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細の分かるもの及び領収証
- ③ 被害があったことによって受け取る保険金、損害賠償金等の金額が分かるもの
- ④ ご自分の所得金額の計算に必要な書類（給与所得者の方の場合には、損害を受けた年分（平成27年分）の給与所得の源泉徴収票（原本に限ります。））
- ⑤ 所得税及び復興特別所得税が還付となる方は、還付金振込先の口座番号（ご本人名義の口座に限ります。）
- ⑥ 印鑑
- ⑦ 市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、同証明書

別表1 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）【平成27年分用】

県名	構造	鉄骨鉄筋			鉄骨造
		木造	コンクリート	コンクリート	
茨城		千円 (161)	千円 (154)	千円 (200)	千円 (195)
栃木		(162)	(93)	(189)	(197)
群馬		(163)	(158)	(187)	(188)
埼玉		(159)	262	221	217
新潟		165	(150)	232	(182)
長野		178	347	231	(193)
全国平均		164	230	213	213

(注) 該当する県の工事費用が全国平均を下回る場合（かつこ書き）については、全国平均の工事費用を用いて差し支えありません。

別表2 家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫	婦	独	身
～29	500		300	
30～39	800		300	
40～49	1,100		300	
50～	1,150		300	

(注) 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

別表3 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘 要
			住宅	家財	
損	全壊・流出・埋没・倒壊 (倒壊に準ずるものを含む)		100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合をいいます。 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合をいいます。
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合をいいます。
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合をいいます。
浸	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書きの割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
水	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	・床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床下		15 (0)	-	

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考 住宅の償却率（旧定額法）

建物の構造	耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造	57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚 4mm超	51年 0.020
	骨格材の肉厚 3mm超 4mm以下	40年 0.025
	骨格材の肉厚 3mm以下	28年 0.036
木造又は合成樹脂造	33年	0.031
木骨モルタル造	30年	0.034

自動車の償却率（旧定額法）

種 別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車 (総排気量660cc 以下のもの)	6年	0.166

(注) 1. 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。
2. 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

(別紙4) 原告別損害一覧表

原告別損害一覧表 原告番号1-1 X1

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	(記載省略)		¥9,328,380	全額
	(記載省略)		¥4,106,850	2分の1
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
	(記載省略)の家財		¥200,000	食材ストック他
	(記載省略)の家財一式(世帯主30代、夫婦と子2人)		¥4,080,000	816万÷2
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入通院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入通院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた			
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した1回あたり10~50万			
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った1人10~30万		¥100,000	
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補		¥0	
	以上の合計		¥17,815,230	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥1,781,523	
	請求金額合計		¥19,596,753	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	(記載省略)		¥4,106,850	2分の1
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
	(記載省略)の家財一式(世帯主30代、夫婦と子2人)		¥4,080,000	816万÷2
5	車両の被害			
	ダイハツムーヴ		¥899,434	24年3月取得
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた			
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万			
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥100,000	
10	損害の填補			
	保険等からの填補(マイナス符号で)			
	以上の合計		¥9,186,284	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥918,628	
	請求金額合計		¥10,104,912	

大正▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
5	車両の被害			
	スズキ軽自動車		¥364,320	平成22年11月取得
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院後・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた			
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万			
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥100,000	
10	損害の填補			
	保険等からの填補(マイナス符号で)			
	以上の合計		¥464,320	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥46,432	
	請求金額合計		¥510,752	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅補修費用			
	住宅の附属設備の補修費用			
4	家財の被害			
	二階建て建物の所有は娘のX5だが世帯主はX4		¥9,775,000	大人2人・85%
	床上155cm浸水で24時間以上なので被害割合85%			
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害		¥139,760	編み機、編針、毛糸等
8	休業損害			
	水害からの避難・治療・事後処理のための休業	月謝4万	¥2,077,920	編物教室生徒8名
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた	38日	¥190,000	
	b 避難生活を余儀なくされた	165日	¥825,000	
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた	0	¥0	
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた	0	¥0	
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた		¥0	
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した1回あたり10~50万		¥100,000	
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った1人10~30万		¥200,000	
10	損害の填補			
	保険等からの填補(マイナス符号で)			
	以上の合計		¥13,307,680	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥1,330,768	
	請求金額合計(14,638,448円)		¥14,638,448	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅補修費用		¥4,956,617	甲損2の12・13
	住宅の附属設備の補修費用(再取得なので×0.7)		¥220,738	甲損2の15~17
4	家財の被害			
5	車両の被害			
	スズキ・ワゴンRS(2009年7月に130万円で取得、耐用年数9年で減価償却(130万円-130万円×0.9×0.11×6))		¥527,800	甲損2の1・2・18
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
	水害からの避難・治療・事後処理のための休業	21日	¥295,048	甲損2の1・8・9
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入通院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入通院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた	38日	¥190,000	甲損2の1
	b 避難生活を余儀なくされた	165日	¥825,000	甲損2の1
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた	0	¥0	
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた	0	¥0	
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた		¥0	
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万		¥100,000	甲損2の1
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥200,000	甲損2の1
10	損害の填補			
	保険等からの填補(マイナス符号で)		¥-2,735,000	
	以上の合計		¥4,580,203	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥458,020	
	請求金額合計		¥5,038,223	

昭和▲年▲月▲日生

項目	数量	金額	備考・証拠等
生命・身体の被害			
治療費			
介護費用・葬儀費用等			
逸失利益			
2 避難生活による積極損害			
避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
引越費用			
その他避難生活のために必要になった出費			
3 住宅の被害			
住宅補修費用 甲損2の2による損害査定額が補修費用よりも下回るため甲損2の2による損害査定額を損害額とした		¥1,370,502	甲損2の2
片づけ費用		¥48,000	甲損3の2
4 家財の被害			
夫婦と18歳以上2人は1410万円×被害割合70%		¥9,870,000	甲損2の2
5 車両の被害			
6 事業用建物の被害			
事業用建物補修費用			
事業用建物の片付・清掃費用			
7 建物以外の事業用資産の被害			
設備・商品等の水没被害			
8 休業損害			
水害からの避難・治療・事後処理のための休業			
9 慰謝料			
(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
死亡慰謝料 (本人・家族)			
入院慰謝料			
後遺症慰謝料			
(2) 避難生活慰謝料 (事由1つ1日5000円)			
a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた	106日	¥530,000	甲損3の1
b 避難生活を余儀なくされた	3日	¥15,000	甲損3の1
c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた	61日	¥305,000	甲損3の1
d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた	0	¥0	
e 要介護者あるいは乳幼児 (小学校入学以前) の世話をしながら避難生活を余儀なくされた		¥0	
(3) その他慰謝料			
a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万		¥100,000	甲損3の1
b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1大10~30万		¥200,000	甲損3の1
10 損害の填補			
保険等からの填補 (マイナス符号で)			
以上の合計		¥12,438,502	
11 弁護士費用			
以上の合計の10%		¥1,243,850	
請求金額合計 (13,696,322円)		¥13,682,352	

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費		¥64,000	ホテル代(4泊)
3	住宅の被害			
	(記載省略)			住宅補修費用で計上
	住宅補修費用		¥1,066,839	
	住宅の片付・清掃費用		¥100,000	
4	家財の被害			
			¥3,162,500	
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院後・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた		¥25,000	
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万		¥100,000	
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥200,000	
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補		¥-2,100,000	
	以上の合計		¥2,618,339	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥261,834	
	請求金額合計		¥2,880,173	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	(記載省略)			半壊
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
			¥547,234	再取得781,763×0.7
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた		¥25,000	
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万		¥100,000	
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥200,000	
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補			
	以上の合計		¥872,234	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥87,223	
	請求金額合計		¥959,457	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	(記載省略)		¥4,952,808	
	住宅補修費用			住宅の被害として計上
	住宅の片付・清掃費用			住宅の被害として計上
4	家財の被害			
			¥8,050,000	
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた		¥560,000	4か月-8日
	b 避難生活を余儀なくされた		¥40,000	ホテル4泊、娘3泊(8日)
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万		¥100,000	
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1入10~30万		¥200,000	
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補		¥-1,780,200	
	以上の合計		¥12,122,608	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥1,212,261	
	請求金額合計		¥13,334,869	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	(記載省略)		¥3,301,872	
	住宅補修費用			住宅の被害として計上
	住宅の片付・清掃費用			住宅の被害として計上
4	家財の被害			
			¥0	世帯主に計上
5	車両の被害			
	トヨタクラウンアスリート (H27)		¥4,671,181	
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料 (本人・家族)			
	入院院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料 (事由1つ1日50,000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不慣れた生活を余儀なくされた		¥560,000	4か月-8日
	b 避難生活を余儀なくされた		¥40,000	ホテル4泊, 旅館3泊 (8日)
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児 (小学校入学以前) の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万		¥100,000	
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥100,000	
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補		¥-1,186,800	
	以上の合計		¥7,586,253	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥758,625	
	請求金額合計		¥8,344,878	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費		¥149,784	実母施設入所費用
3	住宅の被害			
	住宅補修費用		¥3,009,420	
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
			¥12,240,000	
5	車両の被害			
			¥76,148	
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
			¥503,717	
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた	246	¥1,230,000	
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万		¥100,000	
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥200,000	
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補		¥-2,588,253	
	以上の合計		¥14,920,816	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥1,492,082	
	請求金額合計		¥16,412,898	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
2	逸失利益			
	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料		¥1,170,000	平成27年12月～(記載省略)
3	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
	住宅の被害			
	住居の損失		¥3,515,400	
4	住宅の撤去費用		¥2,155,680	
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
	家財の被害			
5			¥14,900,000	家族4人(本人、長男夫婦、孫1人)
	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
			¥4,627,832	長男の休業損害
			¥50,512,601	長男の逸失利益
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院後・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)		¥28,000,000	(記載省略)
	入院慰謝料			
10	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅では不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた	1096日	¥5,480,000	
		472日	¥2,360,000	長男(H▲.▲.▲死亡)
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した1回あたり10～50万		¥300,000	
b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った1人10～30万		¥300,000	2人分(本人、長男)	
c その他の慰謝料				
11	損害の填補			
	保険等からの填補		¥0	
以上の合計			¥113,321,513	
弁護士費用				
以上の合計の10%			¥11,332,151	
請求金額合計			¥124,653,664	
以上のうち、一部請求			¥30,000,000	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
			¥555,000	
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅では不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた			
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万		¥100,000	
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥100,000	
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補		¥0	
	以上の合計		¥755,000	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥75,500	
	請求金額合計		¥830,500	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅補修費用		¥1,386,000	物置と車庫の解体撤去と新たな設置
	住宅の片付・清掃費用		¥740,000	カビ除去と防カビ
4	家財の被害			
5	車両の被害			
			¥600,000	
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた			
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した。1回あたり10~50万		¥100,000	
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った。1人10~30万		¥100,000	
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補		¥0	
	以上の合計		¥2,926,000	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥292,600	
	請求金額合計		¥3,218,600	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
3	住宅の損害（X15宅）			
	修理費用		¥2,529,763	
	浴槽		¥131,868	
	便器		¥37,066	
	畳類		¥85,000	
	住宅の片付・清掃費用		¥193,860	
3	住宅の被害（亡父宅）			
	修理費用		¥4,211,144	
	住宅の片付・清掃費用		¥727,920	
4	家財の被害			
	家財		¥1,084,964	再調達価格×0.7
	ピアノ		¥45,000	取得原価×0.1
5	車両の被害			
	日産マーチ		¥100,000	取得原価×0.1
	トヨタスピード		¥1,008,000	取得原価×0.9×3/6
9	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
	(2) 避難生活慰謝料（事由1つ1日5000円）			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた		¥35,000	7日間
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた		¥35,000	7日間
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児（小学校入学以前）の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10～50万			
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10～30万		¥100,000	
	c その他の慰謝料			
	上記合計		¥10,324,585	
10	損害の填補			
	保険等からの填補		¥-3,000,000	
	以上の合計		¥7,324,585	
8	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥732,458	
	請求金額合計		¥8,057,043	

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	(1) F	3泊	¥49,500	
	(2)ウィークリーマンション	9/13~10/3	¥77,200	
	(3)現在のアパート	9/28~	¥2,904,666	月額6万円、礼金77,000円
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅では不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた	1096日	¥5,480,000	3年間分
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた	579日	¥2,895,000	平成29年2月8日~
	(3) その他慰謝料			
	a, 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万		¥100,000	
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥150,000	
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補		¥0	
	以上の合計		¥11,656,366	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥1,165,637	
	請求金額合計		¥12,822,003	

請求金額一覧表 原告番号000 X16(X16の被相続人の相続分)

X16の被相続人・昭和▲年▲月▲日生、平成▲年▲月▲日死亡

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	自宅撤去		¥11,106,080	撤去部分67.72㎡×16万4000円
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた	1063日	¥5,315,000	平成29年9月10日～(記載省略)
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた	546日	¥2,730,000	平成29年2月8日～(記載省略)
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した1回あたり10～50万		¥100,000	
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った1人10～30万		¥100,000	
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補			¥0
	以上の合計		¥19,351,080	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥1,935,108	
	請求金額合計		¥21,286,188	

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	(1) F			
	(2)ウィークリーマンション			
	(3)現在のアパート			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
			¥14,100,000	3人(本人、夫、長女)
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた	1096日	¥5,480,000	3年間分
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた	579日	¥2,895,000	平成29年2月8日～
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10～50万		¥100,000	
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10～30万		¥200,000	
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補			¥0
	以上の合計		¥22,775,000	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥2,277,500	
	請求金額合計		¥25,052,500	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料		¥300,289	領収証あり
	引越費用		¥28,000	領収証あり
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
	家財一式		¥5,695,000	40代夫婦と子3人の2分の1
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
	水害からの避難・治療・事後処理のための休業	3日	¥30,000	
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた	7	¥35,000	
	b 避難生活を余儀なくされた	3	¥15,000	
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた	0	¥0	
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた	0	¥0	
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた	3	¥15,000	
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万			
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥100,000	
10	損害の填補			
	保険等からの填補(家財)		¥3,000,000	
	以上の合計		¥3,218,289	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥321,829	
	請求金額合計		¥3,540,118	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
	家財一式		¥5,695,000	40代夫婦と子3人の2分の1
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
	水害からの避難・治療・事後処理のための休業			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた	7	¥35,000	
	b 避難生活を余儀なくされた	3	¥15,000	
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた	0	¥0	
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた	0	¥0	
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた	3	¥15,000	
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万			
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥100,000	
10	損害の填補			
	保険等からの填補(家財)		¥-3,000,000	
	以上の合計		¥2,860,000	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥286,000	
	請求金額合計		¥3,146,000	

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅 で不便な生活を余儀なくされた	77	¥385,000	
	b 避難生活を余儀なくされた	3	¥15,000	
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体 の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万		¥300,000	
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥300,000	
10	損害の填補			
	保険等からの填補(マイナス符号で)			
	以上の合計		¥1,000,000	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥100,000	
	請求金額合計		¥1,100,000	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	(記載省略) 平屋建て		¥12,861,951	
	(記載省略) 3階建て		¥15,480,998	
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
	家財一式(世帯主80代、配偶者逝去、娘と同居)		¥5,175,000	2分の1
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた	30	¥150,000	
	b 避難生活を余儀なくされた			
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万			
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥100,000	
10	損害の填補			
	保険等からの填補(マイナス符号で)		¥-500,000	
	以上の合計		¥33,267,949	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥3,326,795	
	請求金額合計		¥36,594,744	

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
	家財一式（世帯主80代、配偶者逝去、娘と同居）		¥5,175,000	2分の1
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院後・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料（本人・家族）			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料（事由1つ1日5000円）			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた	30	¥150,000	
	b 避難生活を余儀なくされた			
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児（小学校入学以前）の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10～50万			
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10～30万		¥100,000	
10	損害の填補			
	保険等からの填補（マイナス符号で）			
	以上の合計		¥5,425,000	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥542,500	
	請求金額合計		¥5,967,500	

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料 (本人・家族)		¥12,500,000	X 2.3 の被相続人の相続分
	入院院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料 (事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた			
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児 (小学校入学以前) の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~5.0万			
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万			
10	損害の填補			
	保険等からの填補 (マイナス符号で)			
	以上の合計		¥12,500,000	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥1,250,000	
	請求金額合計		¥13,750,000	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅補修工事	1	¥4,125,100	再調達価格の7割
	倉庫・カーポート解体工事	1	¥380,000	工事代金
	地盤工事	1	¥126,000	再調達価格の7割
	カーポート新設工事	1	¥525,000	再調達価格の7割
4	家財の被害			
	(記載省略)		¥4,300,000	独身300万円+母130万円
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入通院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入通院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた	7	¥35,000	
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた	480	¥2,400,000	H27.9.17から H29.1.8まで480日
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた	7	¥35,000	
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万			
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥100,000	
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補			¥0
	以上の合計		¥12,026,100	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥1,202,610	
	請求金額合計		¥13,228,710	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
5	車両の被害			
			¥20,000	
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・資材の水没被害		¥6,502,720	
	商品の水没被害		¥513,000	
8	休業損害			
	事後処理3か月		¥329,670	
	収入減		¥1,852,320	
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入通院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料（本人・家族）			
	入通院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料（事由1つ1日5000円）			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた			
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児（小学校入学以前）の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10～50万		¥500,000	
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10～30万			
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補		¥-500,000	
	以上の合計		¥9,217,710	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥921,771	
	請求金額合計		¥10,139,481	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅補修費用		¥198,712	
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
	独身		¥1,200,000	
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入通院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入通院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅では不便な生活を余儀なくされた	97	¥485,000	
	b 避難生活を余儀なくされた			
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万		¥300,000	
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥100,000	
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補			
	以上の合計		¥2,283,712	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥228,371	
	請求金額合計		¥2,512,083	

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅補修費用			
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
5	車両の被害			
			¥681,000	
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害		¥49,126,329	別紙「X27の損害内訳」のとおり
8	休業損害			
			¥2,145,460	別紙「X27の損害内訳」のとおり
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた			
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万			
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万			
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補		¥-21,429,000	
	以上の合計		¥30,523,789	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥3,052,379	
	請求金額合計		¥33,576,168	

昭和▲年▲月▲日生

項目	数量	金額	備考・証拠等
生命・身体の被害			
治療費			
介護費用・葬儀費用等			
逸失利益			
2 避難生活による積極損害			
避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料		¥258,230	甲損20の13~15
引越費用			
その他避難生活のために必要になった出費(火災保険料)		¥9,000	甲損20の15
3 住宅の被害			
住宅補修費用		¥5,720,112	甲損20の9・10
片づけ費用			
4 家財の被害			
税務署基準(世帯主が30~39歳の夫婦と子2人で960万円・床上110cm浸水はその70%)		¥6,720,000	甲損2の2
5 車両の被害			
セレナハイブリッドを2015年3月に268万円で購入(9年で原価償却するとして算定、268万×0.9×0.111)		¥2,412,268	甲損20の12・2の2
6 事業用建物の被害			
事業用建物補修費用			
事業用建物の片付・清掃費用			
7 建物以外の事業用資産の被害			
設備・商品等の水没被害			
8 休業損害			
水害からの避難・治療・事後処理のための休業			
9 慰謝料			
(1) 死亡・入通院・後遺症慰謝料			
死亡慰謝料(本人・家族)			
入通院慰謝料			
後遺症慰謝料			
(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた	40日	¥200,000	甲損20の1
b 避難生活を余儀なくされた	65日	¥325,000	甲損20の1
c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
(3) その他慰謝料			
a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した1回あたり10~50万		¥100,000	甲損20の1
b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った1人10~30万		¥200,000	甲損20の1
10 損害の填補			
保険等からの填補(マイナス符号で)		¥-567,000	甲損20の17
以上の合計		¥15,377,610	
11 弁護士費用			
以上の合計の10%		¥1,537,761	
請求金額合計		¥16,915,371	

昭和▲年▲月▲日生

項目	数量	金額	備考・証拠等
生命・身体の被害			
治療費			
介護費用・葬儀費用等			
逸失利益			
2 避難生活による積極損害			
避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
引越費用			
その他避難生活のために必要になった出費			
3 住宅の被害			
住宅補修費用			
片づけ費用			
4 家財の被害			
5 車両の被害			
6 事業用建物の被害			
事業用建物補修費用			
事業用建物の片付・清掃費用			
7 建物以外の事業用資産の被害			
設備・商品等の水没被害			
8 休業損害			
水害からの避難・治療・事後処理のための休業			
9 慰謝料			
(1) 死亡・入院院・後遺症慰謝料			
死亡慰謝料(本人・家族)			
入院院慰謝料			
後遺症慰謝料			
(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた	40日	¥200,000	甲損20の1
b 避難生活を余儀なくされた	65日	¥325,000	甲損20の1
c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた	0	¥0	
e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた	105日	¥1,050,000	当時3歳と1歳5か月
(3) その他慰謝料			
a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した1回あたり10~50万		¥100,000	甲損20の1
b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った1人10~30万		¥200,000	甲損20の1
10 損害の填補			
保険等からの填補(マイナス符号で)			
以上の合計		¥1,875,000	
11 弁護士費用			
以上の合計の10%		¥187,500	
請求金額合計(夫婦合計18,977,871円)		¥2,062,500	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	車両の被害			
	アルトワークス		¥50,000	取得原価50万円×0.1
2	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた	143日	¥715,000	被害日から上水道新設した平成28年1月末までの期間のうち避難日数14日を控除して算定
	b 避難生活を余儀なくされた	14日	¥70,000	
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万		¥600,000	脱出時10万円、汚水による(病名1)感染50万円
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥100,000	
	c その他の慰謝料		¥300,000	汚水による(病名2)により2ヶ月治療
	以上の合計		¥1,835,000	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥183,500	
	請求金額合計		¥2,018,500	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	住宅の被害			
	上水道新設費用		¥670,000	井戸水汚染
2	慰謝料			
	(1) 避難生活慰謝料 (事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不便な生活を余儀なくされた	143日	¥715,000	被害日から上水道新設した平成28年1月末までの期間のうち避難日数14日を控除して算定
	b 避難生活を余儀なくされた	14日	¥70,000	
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた			
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児 (小学校入学以前) の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(2) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万		¥100,000	避難時
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥300,000	
	c その他の慰謝料			
	以上の合計		¥1,855,000	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥185,500	
	請求金額合計		¥2,040,500	

昭和▲年▲月▲日生

番号	項目	数量	金額	備考・証拠等
1	生命・身体の被害			
	治療費			
	介護費用・葬儀費用等			
	逸失利益			
2	避難生活による積極損害			
	避難した住宅の礼金・仲介手数料・賃料			
	引越費用			
	その他避難生活のために必要になった出費			
3	住宅の被害			
	住宅補修費用		¥1,986,260	
	住宅の片付・清掃費用			
4	家財の被害			
			¥1,871,554	
5	車両の被害			
6	事業用建物の被害			
	事業用建物補修費用			
	事業用建物の片付・清掃費用			
7	建物以外の事業用資産の被害			
	設備・商品等の水没被害			
8	休業損害			
9	慰謝料			
	(1) 死亡・入院・後遺症慰謝料			
	死亡慰謝料(本人・家族)			
	入院慰謝料			
	後遺症慰謝料			
	(2) 避難生活慰謝料(事由1つ1日5000円)			
	a 生活の場が水没した自宅で不慣れた生活を余儀なくされた			
	b 避難生活を余儀なくされた	○	¥600,000	
	c 家族の別離・二重生活を余儀なくされた	○		
	d 自身に要介護・障害・持病がある中で避難生活を余儀なくされた			
	e 要介護者あるいは乳幼児(小学校入学以前)の世話をしながら避難生活を余儀なくされた			
	(3) その他慰謝料			
	a 生命・身体の安全が侵害される危険を経験した 1回あたり10~50万		¥300,000	
	b 写真、アルバム、ビデオなど思い出の品を失った 1人10~30万		¥100,000	
	c その他の慰謝料			
10	損害の填補			
	保険等からの填補			
	以上の合計		¥4,857,814	
11	弁護士費用			
	以上の合計の10%		¥485,781	
	請求金額合計		¥5,343,595	

(別紙)

原告 X27 の損害内訳

【7 設備・商品等の水没被害】 合計 4912万5699円

(1) 井戸の修復費用 204万9494円

花卉類の生育にとって大事な水は井戸水を使用していたが、その井戸が泥水に埋まったため、その修復に次のような費用がかかった。

平成28年3月31日 87万5880円

同年7月29日 40万2840円

同年8月26日 77万0774円

(2) 土入れ機、煙霧器等 360万4500円

(3) ビニールハウス修理 97万2000円

(4) ハウス加温機、暖房機 435万8988円

(5) トラクター、田植機 830万0100円

(6) 栽培ベンチ、鉄骨ハウス修繕 989万7587円

(7) 作業所の補修 70万4970円

(8) 自動灌水装置 81万円

(9) 土壌消毒器 227万7417円

(10) 育苗ハウス等修繕 116万6400円

(11) フォークリフト購入 192万2400円

以上小計 3606万3856円…①

これらの中には新品購入価格も含まれており、その7割を損害額とするのが相当なので、損害額は2524万4699円となる。

(12) 商品としての苗類、植木鉢、へゴ材等の被害

商品としての苗類や植木鉢、へゴ材等が次のとおり水に浸かりだめになった。

① ポトスへゴ付10号鉢 3500円×500株=175万円

② // 8号鉢 2000円×1500株=300万円

③	ヘデラ7号鉢	1300円×800株=104万円
④	ポトス6号鉢	500円×12,000株=600万円
⑤	パンジー3、5号ポット	100円×70,000株=700万円
⑥	ビオラ 3、5号ポット	100円×20,000株=200万円
⑦	ハボタン3、5号ポット	100円×10,000株=100万円
⑧	ホンコンカボック苗 6号	200円×5000株=100万円
⑨	ヘゴ材6号用	73円×4,000個=29万2000円
⑩	〃 8号用	130円×2,500個=32万5000円
⑪	植木鉢6号用	65円×6,000個=39万円
⑫	〃 8号用	120円×700個=8万4000円

以上小計2388万1000円…②

以上のとおり、建物以外の事業用資産の被害としての設備・商品等の水没被害は、上記①と②の合計4912万5699円となる。

なお、前述のとおり設備補修等の費用について金額を変更したため、提訴時には4912万6329円としていたが、上記金額に訂正する。

【8 休業損害】 合計214万5460円

(1) 休業した期間の損害

本件水害により原告原告X27は、平成27年9月10日から11月30日までの82日間休業せざるを得なかった。本件水害前の平成25、26年の所得の平均額は11万5404円なので、1か月当たりの平均額は9617円となり、その2.5か月分として、2万4042円が休業した期間の損害となる。

(2) 売上減

本件水害後、原告原告X27平成27年12月から営業を再開したが、2年間売上減が回復しなかった。

平成25年売上高 3762万0770円

平成26年売上高 3940万6412円

平成25、26の売上高平均額 3851万3591円…①

平成27年売上高 3749万0710円

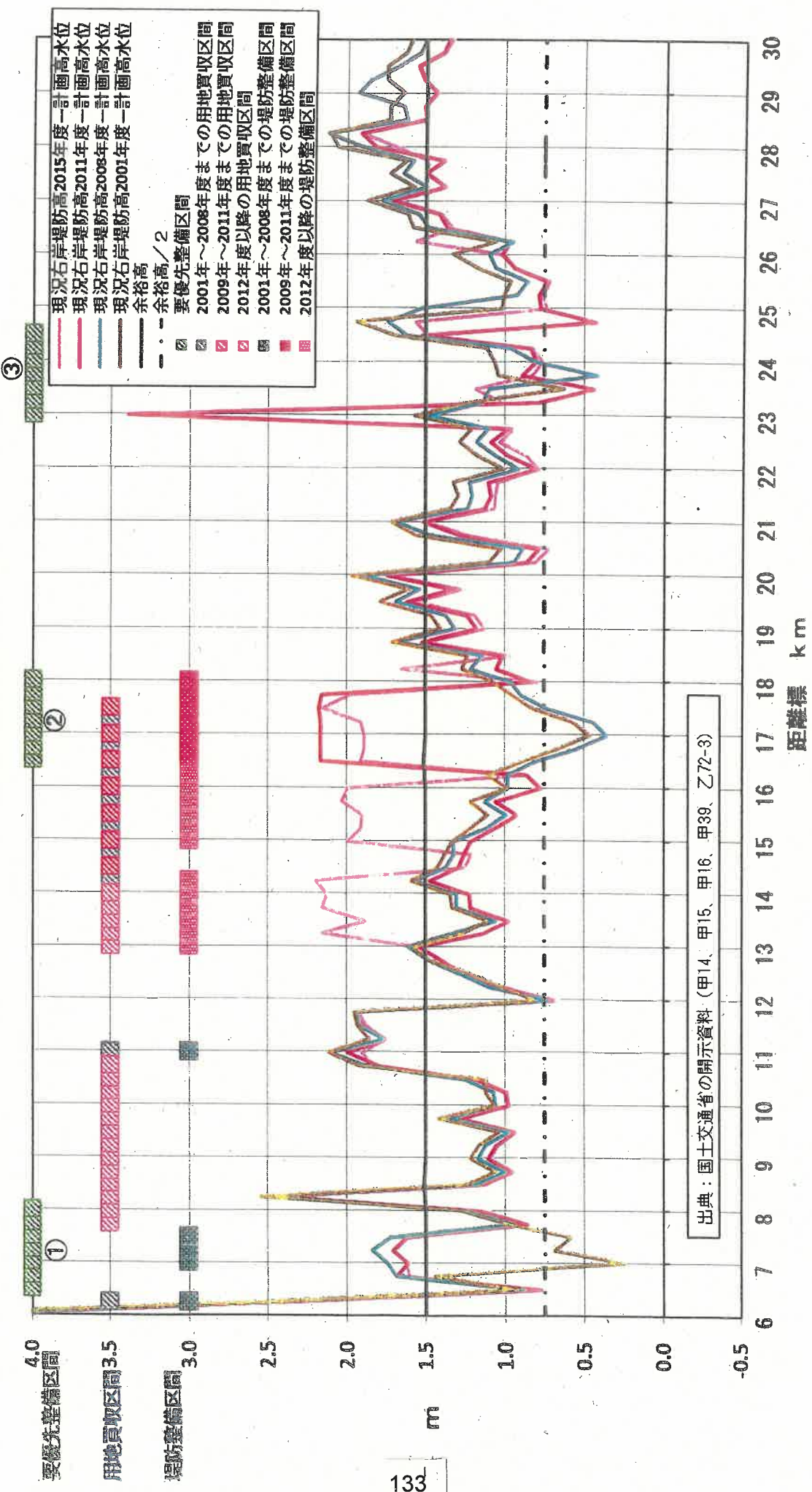
平成28年売上高 3741万5054円

平成27、28の売上高平均額 3745万2882円…②

①と②の差額は106万0709円となり、その2年分である212万1418円が売上減による損害というべきである。

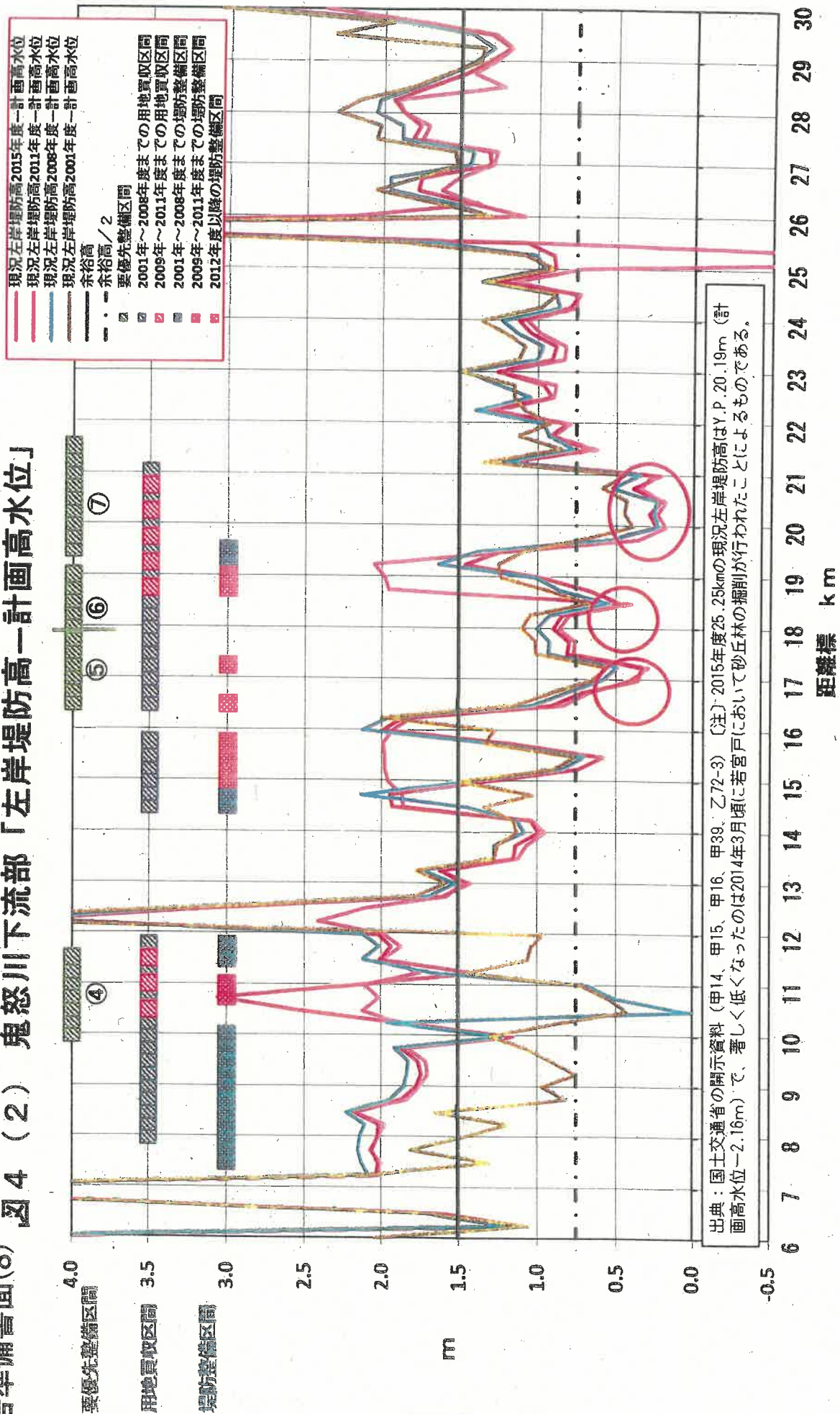
以上

原告準備書面(8)
 図4(1) 鬼怒川下流部「右岸堤防高—計画高水位」



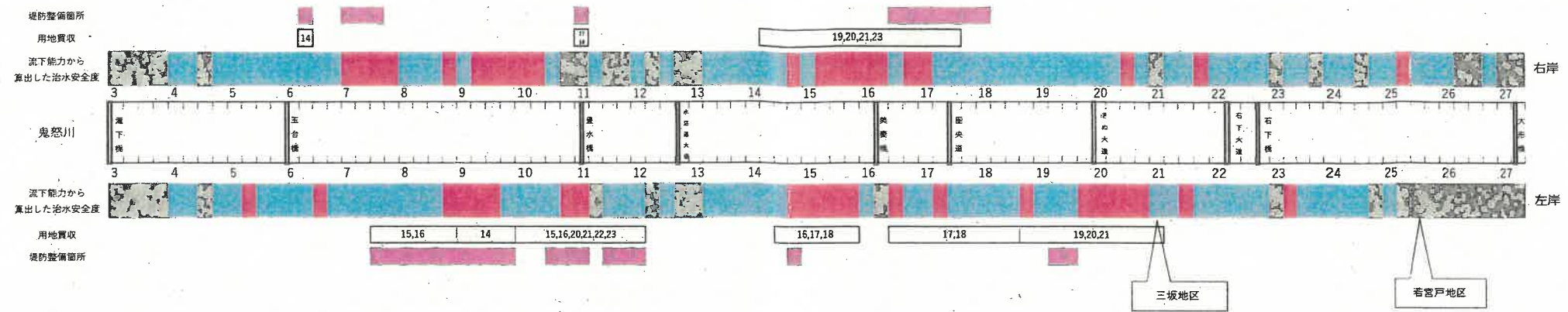
出典：国土交通省の開示資料（甲14、甲15、甲16、甲39、乙72-3）

図4(2) 鬼怒川下流部「左岸堤防高—計画高水位」

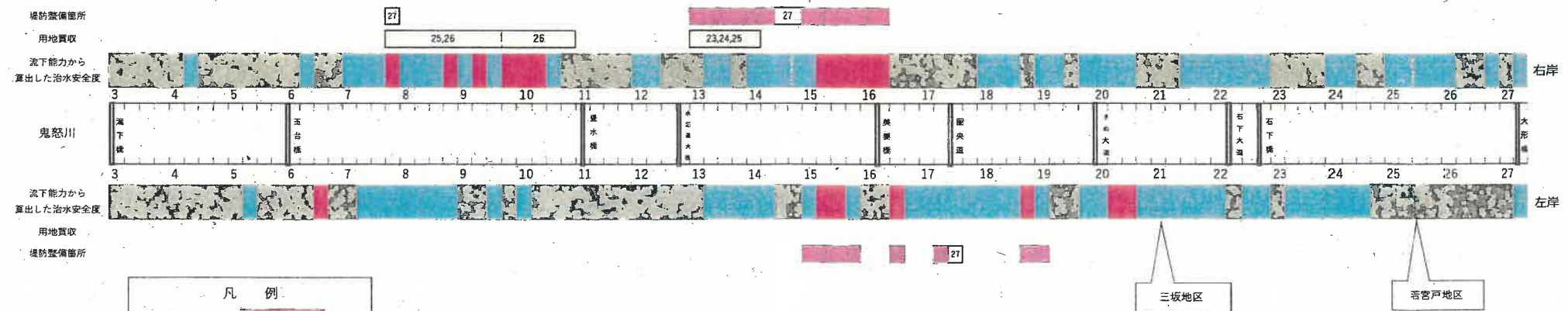


乙第7 2号証の3

鬼怒川堤防整備概要図（平成13年以降の整備）



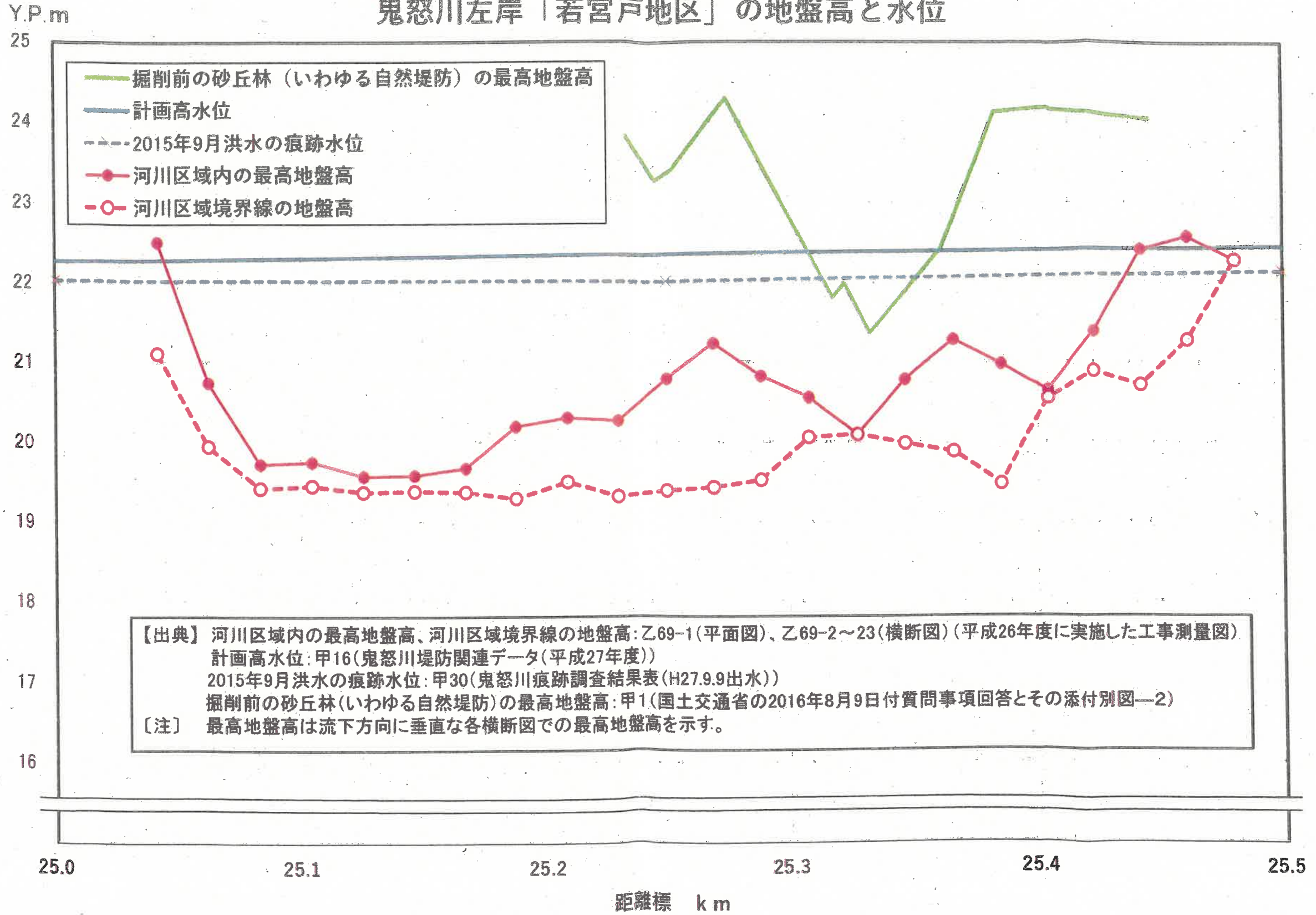
鬼怒川堤防整備概要図（平成24年以降の整備）



凡 例	
堤防整備箇所	
用地買収	買収年度
流下能力から算出した治水安全度	
1/30以上	
1/10以上～1/30未満	
1/10未満	

図8

鬼怒川左岸「若宮戸地区」の地盤高と水位



別紙 8 (添付省略) ✓